

議案第33号

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

幕別町総合介護条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同項第1号中「29,700円」を「30,900円」に改め、同項第2号中「29,700円」を「40,100円」に改め、同項第3号中「44,500円」を「46,300円」に改め、同項第4号中「59,400円」を「52,500円」に改め、同項第9号中「106,900円」を「111,200円」に改め、同号を同項第12号とし、同項第8号中「98,000円」を「105,000円」に改め、同号を同項第11号とし、同項第7号中「89,100円」を「98,800円」に改め、同号を同項第10号とし、同項第6号中「74,200円」を「80,300円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 92,700円

- ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

第7条第1項第5号中「68,300円」を「74,100円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「第7号イ又は第8号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 次のいずれかに該当する者 77,200円

- ア 合計所得金額が155万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

第7条第1項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 61,800円

第7条第2項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度及び平成28年度の各年度における保険料額は、同号の規定にかかわらず、27,800円とする。

第9条第3項中「ロ若しくはハ」を「ロ若しくはニ」に、「第3号ロ若しくは第4号ロ」を「第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ」に、「第7条第1項第5号イ、第6号イ、第7号イ若しくは第8号イ」を「第7条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ」に、「第4号まで」を「第5号まで」に、「第5号から第8号まで」を「第6号から第11号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第16条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間は行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定（同条第1項に係る部分を除く。）は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の幕別町総合介護条例第7条及び第9条の規定は、平成27年度以降の年

度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。